

第3章 原子力災害中長期の活動

本章においては、原子力災害により、放射性物質又は放射線に汚染された物質の除去等や各種制限措置の解除の計画を定めるとともに、民心の安定、社会秩序及び経済活動の回復を図るため、早期の復旧活動に重点を置き、各種計画について定める。

所 管	各対策部, 関係機関
-----	------------

第1節 緊急事態解除宣言後の対応

第1 現地事後対策連絡会議への職員派遣

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。また、関係機関等の災害復旧対策の体制、役割分担の明確化、講じるべき災害復旧対策の内容の確認等を目的とし、国、県、関係市町、原子力事業者及び国の専門家で構成する現地事後対策連絡会議が原子力防災センターで開催される場合、町は、別に定める職員を派遣する。

第2 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び県と協議の上、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

第3 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第4 各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除の手続きを行うとともに、解除実施状況を確認する。

第5 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

町は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、県が関係省庁及び原子力事業者等と協力して継続的に行う環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表に協力する。

第2節 被災者等の生活再建の支援等

第1 損害賠償請求計画

1 災害地域住民の登録

町は、県と協力し、将来の医療措置、損害賠償請求等に資するため、避難及び屋内退避等の措置をとった町民等に対し、被災地住民登録票により、災害発生時にその地域に所在した旨の証明、避難所等において講じた措置等について記録する。また、町は、県と連携し、町民等への医療措置の記録等を行い、損害賠償請求等に万全を期す。

2 損害調査

町は、県と連携し、損害賠償の請求等に資するため、次に掲げる事項に起因して町において被災者が受けた損害を調査する。

- (1) 退避等措置
- (2) 飲料水、飲食物及び農林畜水産物等に対する各種制限措置
- (3) 立入制限措置
- (4) 農耕制限措置
- (5) 漁獲禁止措置
- (6) その他必要と認められるもの

3 諸記録の作成

町は、県と協力して、汚染状況調査に基づく、被災地全体の汚染状況図、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策として措置した諸記録を作成する。

第2 被災者等の生活再建等の支援

町は、国及び県と連携し、次の支援を実施する。

1 被災者の生活再建に向けた支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

2 被災者の自立に対する援助及び助成措置

被災者の自立に対する援助及び助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

3 災害復興基金の設立等の検討

被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第3 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林畜水産業、地場産業の産品等の適切な流通等の確保や観光客の誘致促進等のため、速やかに広く、かつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行う。

第4 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援

町は、国及び県と連携し、必要に応じ、被災中小企業に対して、災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付、経営安定資金（経営強化）等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うとともに、被災農林畜水産業者に対して、経営の維持安定に必要な資金について、円滑な貸付又は必要枠の確保など、適切な措置を講じる。また、被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する援助及び助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第5 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、町民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

